

平成 14 年 6 月 27 日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号

日清紡績株式会社

取締役社長 指 田 禎 一

第 159 回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社第 159 回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 第 159 期（平成13年 4 月 1 日から
平成14年 3 月31日まで） 営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件

本件は、上記計算書類の内容について報告いたしました。

決議事項

第 1 号議案 第 159 期利益処分案承認の件

本件は、原案のとおり承認可決され、利益配当金は 1 株につき 3 円 50 銭となることが決定されました。

第 2 号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

なお、変更の内容につきましては、後記「定款一部変更についてのご案内」をご参照ください。

第 3 号議案 取締役16名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、取締役に望月朗宏、指田禎一、藤野宏之、中井征志、馬場 璋、田崎研二、岩下俊士、戸田邦宏、竹内康夫、木下雅雄、高際 一、田中秀幸、志村壮夫、鶴澤 静、品川方司、恩田義人の16名が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 退任取締役に対し慰労金贈呈の件

本件は、退任取締役 細谷幸生、石川久男の両氏に対し、在任中の労に報いるため、内規による一定の基準により、相当額の範囲内で慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、時期および方法等は、取締役会に一任することとして、原案のとおり承認可決されました。

以 上

なお、本総会終了後開催の取締役会において、代表取締役および役付取締役が次のとおり選任され、それぞれ就任いたしました。

	取締役会長	望 月 朗 宏 (前、取締役会長)
代表取締役	取締役社長	指 田 禎 一 (前、代表取締役社長)
代表取締役	専務取締役	藤 野 宏 之 (前、常務取締役)
代表取締役	専務取締役	中 井 征 志 (前、常務取締役)
	常務取締役	馬 場 瑋 (前、常務取締役)
	常務取締役	田 崎 研 二 (前、常務取締役)
	常務取締役	岩 下 俊 士 (前、取締役)
	常務取締役	戸 田 邦 宏 (前、取締役)
	常務取締役	竹 内 康 夫 (前、取締役)

利益配当金のお支払いについて

第159期利益配当金は、同封の「郵便振替支払通知書」により、払い渡しの期間（平成14年6月28日から平成14年7月31日まで）内に、最寄りの郵便局でお受け取りください。

なお、振込ご指定の方は、ご指定口座への入金をご確認ください。

単元未満株のみご所有の株主各位へ

ご参考までに、第159期報告書(第159回定時株主総会招集ご通知添付書類)を同封いたしましたので、ご高覧ください。

以 上

定款一部変更についてのご案内

定款変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更部分を示します。)

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は次の業務を営むことをもって目的とする。</p> <p>1.～3. (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>4.～14.</u> (記載省略)</p> <p>(株式総数、1株の金額、株式の消却)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は3億8,530万株とする。</p> <p>但し、株式の消却が行なわれた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(2) <u>当社の発行する額面株式の1株の金額は50円とする。</u></p> <p>(3) <u>当社は取締役会の決議をもって23百万株を限度として、平成10年6月26日後利益による消却のために自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(1 <u>単位</u>の株式の数)</p> <p>第6条 当社の1 <u>単位</u>の株式の数は1,000株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は次の業務を営むことをもって目的とする。</p> <p>1.～3. (現行どおり)</p> <p><u>4. 医薬品の製造及び販売</u></p> <p><u>5.～15.</u> (現行4.～14.に同じ)</p> <p>(株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は380,137千株とする。</p> <p>但し、株式の消却が行なわれた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(1 <u>単元</u>の株式の数及び単元未満株券の<u>不発行</u>)</p> <p>第6条 当社の1 <u>単元</u>の株式の数は1,000株とする。</p> <p>(2) <u>当社は1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p>(名義書換代理人、株主名簿及び実質株主名簿の設置場所)</p> <p>第7条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>(2) 当社の株主名簿及び実質株主名簿は、名義書換代理人事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載、<u>単位未満株式</u>の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わないものとする。</p> <p>(株式取扱規定)</p> <p>第8条 当社の発行する株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿への記載、株券の交付及び<u>単位未満株式</u>の買取りその他の株式に関する手続及び手数料はこの定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規定による。</p>	<p>(名義書換代理人、株主名簿及び実質株主名簿の設置場所)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(2) 当社の株主名簿及び実質株主名簿は、名義書換代理人事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載<u>または記録</u>、<u>単元未満株式</u>の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わないものとする。</p> <p>(株式取扱規定)</p> <p>第8条 当社の発行する株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿への記載<u>または記録</u>、株券の交付及び<u>単元未満株式</u>の買取りその他の株式に関する手続及び手数料はこの定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規定による。</p>

変更前定款	変更後定款
<p>(株主名簿の閉鎖及び基準日)</p> <p>第9条 当社は毎年4月1日から4月30日まで株主名簿の記載の変更を停止する。</p> <p>(2) 中間配当(商法第293条の5の規定による金銭の分配をいう。以下同じ。)を受けるべき者を確定するため10月1日から10月31日まで株主名簿の記載の変更を停止する。但し、中間配当を行なわないときは予め公告して停止しないことがある。</p> <p>(3) 第10条の定時株主総会において権利を行使すべき株主は毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載の株主とする。</p> <p>(4) 前各項のほか必要ある場合は予め2週間前に公告して臨時に株主名簿の記載の変更を停止し、または商法第224条の3の規定による基準日を定めることができる。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は当会社の議決権ある他の株主を代理人として議決権の行使を委任することができる。</p> <p>(2) 前項の場合、代理人はその代理権を証する書面を当会社に提出するものとする。</p>	<p>(株主名簿の閉鎖及び基準日)</p> <p>第9条 当社は毎年4月1日から4月30日まで株主名簿の記載<u>または記録</u>の変更を停止する。</p> <p>(2) 中間配当(商法第293条の5の規定による金銭の分配をいう。以下同じ。)を受けるべき者を確定するため10月1日から10月31日まで株主名簿の記載<u>または記録</u>の変更を停止する。但し、中間配当を行なわないときは予め公告して停止しないことがある。</p> <p>(3) 第10条の定時株主総会において権利を行使すべき株主は毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載<u>または記録</u>された議決権を有する株主とする。</p> <p>(4) 前各項のほか必要ある場合は予め2週間前に公告して臨時に株主名簿の記載<u>または記録</u>の変更を停止し、または商法第224条の3の規定による基準日を定めることができる。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(2) 前項の場合、<u>株主</u>または代理人はその代理権を証する書面を当会社に提出するものとする。</p>

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p>(取締役の選任)</p> <p>第16条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>(2) 取締役の選任には<u>発行済株式総数のうち議決権ある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>(3) 取締役の選任決議は累積投票によらない。</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>(2) 取締役の選任には<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>(3) (現行どおり)</p>
<p>(監査役の選任)</p> <p>第24条 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>(2) 監査役の選任には<u>発行済株式総数のうち議決権ある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主の出席を要する。</u></p>	<p>(監査役の選任)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(2) 監査役の選任には<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p>
<p>(株主配当金)</p> <p>第32条 株主配当金は毎決算期の最終における株主名簿及び実質株主名簿に記載の株主または質権者にこれを支払うものとする。</p>	<p>(株主配当金)</p> <p>第32条 株主配当金は毎決算期の最終における株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主または質権者にこれを支払うものとする。</p>
<p>(中間配当)</p> <p>第33条 当社は取締役会の決議をもって毎年9月30日最終における株主名簿及び実質株主名簿に記載の<u>株主</u>または質権者に中間配当を行なうことができる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第33条 当社は取締役会の決議をもって毎年9月30日最終における株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された<u>株主</u>または質権者に中間配当を行なうことができる。</p>

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p>(<u>転換社債の発行のあった場合転換により発行された株式に対する配当金</u>)</p> <p><u>第35条</u> 転換社債の転換により発行された株式に関する最初の配当金もしくは中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときには10月1日に転換があったものとみなして支払うものとする。</p>	<p>(削除)</p>

以 上